

「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業」 業務委託仕様書(案)

1 事業目的

「民間企業と連携したワーケーションモニターツアー事業（以下、「本事業」という。）」では、都内又は首都圏に事務所を有しワーケーションに関心を寄せる民間企業と連携し、県外在住者を対象としたワーケーションモニターツアーを実施することで、玉川村（以下「村」という。）への将来的な来村者増加、関係人口創出、ふるさと住民登録制度推進及び継続的な民間企業との連携体制の構築を図ることを目的とする。

本事業では、村内施設を活用したテレワークによる「しごと」と、村の重要施策である農業、地域交流、サイクリングやカヌー等の新産業等を組み合わせた様々な「体験」を一体的に提供する。これにより、参加者に本村の復興の現状、安全性、暮らしや産業の魅力を実体験として理解してもらうとともに、モニターツアーとしての検証・改善を通じて、受入体制のブラッシュアップを図る。

2 背景

村では、新しい働き方である「ワーケーション」を受け入れる体制づくりを進めてきており、テレワーク環境や受入拠点、体験コンテンツの整備を段階的に進めている。

近年、都市部企業におけるテレワーク制度の定着や、社員研修・福利厚生における地域連携への関心が高まる中、単なる観光旅行にとどまらない、地域の産業理解や課題解決に資する滞在プログラムが求められている。

こうした状況を踏まえ、民間企業のノウハウやネットワークを活かしてターゲットへ効果的にアプローチし、体験内容を自社内でのフィードバックやSNS等による自発的な情報発信へと繋げることで、一過性で終わらない継続的な関係人口の創出と都市部への波及効果を目指すものである。

3 業務内容

（１）モニターツアーの企画・調整

受託者は、本村の地域資源を活かし、民間企業等の就労環境として実効性の高いワーケーションモニタープラン（以下、「プラン」という。）を企画・調整すること。

① プランの設計

- ・ プランは「しごと」と「体験コンテンツ」を組み合わせ、実際の業務を行いながら「仕事が本当に成立するか」を体感・検証できる行程とすること。
- ・ 原則として、１泊２日以上村内宿泊を伴う行程を基本として設計すること。

② ワーケーション（しごと）環境の確保

- ・ 村内施設（「森の駅 yodge」「すがまプラザ交流センター」「乙な駅たまかわ」等を想定）を活用し、必要な通信環境・作業環境を確保・提供できるよう、会場の確保及び調整を行うこと。

③ 体験コンテンツの組み込み

以下の３つの分野を組み合わせ、単なる観光で終わらせず、産業理解や来村動機に繋げる多面的なプログラムを設計すること。

ア 農業・食の体験

本村産野菜の収穫体験、食の安全性や生産背景の説明、収穫した食材を用いた食事体験等を通じ、復興の現状と食品の安全性を体感で伝える内容とすること。

イ 教育・地域との関わり

地域住民や事業者との交流、農や食を通じた学びの要素を組み込み、都市と地方の関係性を考える機会を提供すること。

ウ 新産業体験

サイクリングによる地域周遊やカヌーなどの自然資源を活かしたアクティビティ等を組み込み、新たな観光・産業の可能性を提示すること（講師、レンタル調整を含む）。

（２）モニター募集業務

受託者は、プランのターゲット層への確にアプローチし、必要な参加者数を確保すること。

① ターゲット設定

ア 企業

都内又は首都圏に本社・支社を持ち、テレワーク制度を導入している民間企業等で、社員研修や新しい働き方に関心のある企業。

イ 参加者

上記企業等に所属する県外在住者で、地方・農業・サステナブルな暮らしに関心があり、SNS発信に抵抗がない層。

② 募集・広報活動

- ・ SNS 広告等の有効なデジタルマーケティング手法を企画・実施し、効果的に集客を行うこと。
- ・ 参加の申込み受付・窓口業務は受託者が行い、参加者は村に報告・協議の上、決定すること。

③ 目標受入数

- ・ 事業期間中に、合計 15 人程度のモニター参加者を確保し、受け入れること。

（３）モニターツアーの催行・運営・サポート

受託者は、ツアーの円滑な進行と参加者の安全を確保するため、以下の運営業務を行うこと。

① 現地アテンド・進行管理

- ・ ツアー期間中の行程管理、会場費等の執行、アクティビティの手配、参加者のアテンド等、現地での運営一切を行うこと。

② 参加費負担軽減及び宿泊手配・精算事務

- ・ モニター参加者の負担軽減のため、交通費及び宿泊費の負担軽減措置を講じること。村内宿泊施設の手配及び宿泊費の支払いは受託者が一括して行うこと。一方、ツアーに係る交通手段の手配は参加者（参加企業）自身が行うものとし、受託者は参加者から交通費の支払いを証明する書類（領収書等）を適切に回収・確認の上、予算の範囲内においてその一部を実費精算等により支給する事務を行うこと。

③ 移動手段確保

- ・ 村内における宿泊地、テレワーク地、体験地間の移動に関する手段（レンタカー、送迎バ

スの手配)を確保すること。

④ 安全管理

- ・ 農業体験やアクティビティ（サイクリング・カヌー等）における事故等に備え、必要な旅行傷害保険等への加入措置等を講じること。なお、滞在・体験中の事故について村は一切責任を負わないものとする。

(4) 情報発信及びフィードバックの収集

受託者は、本事業を通じた都市部への認知度向上と、今後の受入体制改善のため、以下の情報発信・効果検証業務を行うこと。

① 参加者及び企業による発信の促進

参加者に対し、滞在中に以下の内容を自発的に発信・共有してもらうよう促し、その実施状況を管理すること。

ア 復興・創生・安全性の発信

農業・食の現場、体験の様子、暮らしのリアル等のSNS（Instagram、Facebook 等）発信、及び参加企業の社内情報共有ツール（社内報、Slack、Teams 等）での共有。

イ 地域の魅力発信

自然、アクティビティ、ワーケーション環境、人との交流等のSNS発信。

② 発信支援

- ・ 受託者自身においても、ツアーの様子や本村の魅力を伝えるSNS発信（復興・創生分野及び地域の魅力発信分野、各4回以上を想定）を効果的に実施すること。

③ 帰社後のフィードバック・意見収集

- ・ ツアー終了後、参加者及び参加企業に対して、ワーク環境の満足度、体験コンテンツへの評価等に関する詳細なヒアリングやアンケート調査を実施すること。
- ・ 参加企業へのヒアリングを通じて、コンテンツの磨き込みや今後の企業連携の可能性を探ること。

(5) スケジュール管理

- ・ 業務の実施にあたっては、体験コンテンツの適切な適期・シーズンを考慮した年間スケジュールを作成し、村の了解を受けた上で、定期的に村へ進捗報告を行いながら適切に進捗管理を行うこと。
- ・ スケジュールについては、村と協議の上、適宜修正すること。

4 履行期間

契約締結日から2026年11月30日までとする。

5 成果品

- ・ 事業報告書（ツアー実施結果、アンケート集計・分析、今後の課題・改善提案、企業連携に向けた提言等を含む） 1部
- ・ モニターツアー実施時及びSNS発信時の写真・投稿データ等 一式

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるほか、次に掲げる書類を提出する。

- ・ 委託業務着手届
- ・ 委託業務完了届
- ・ 実績報告書
- ・ 上記 5 に示す事業成果品
- ・ その他委託者が必要と認める書類等

7 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

8 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

9 完了

本業務は、成果品及び村が必要と定める書類を提出し、村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

10 その他

- ・ 本委託業務にあたり製作される成果物（写真データ等含む）の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・ 本事業が村との委託に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- ・ 事業実施にあたっては、綿密に村との情報共有や打合せを行うこと。仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。